

天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務仕様書

本仕様書は、当該業務に関して基本的な事項を提示したものである。そのため、その他必要と考えられるものについては、適宜、創意工夫し提案すること。

1. 委託業務名

天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査業務

2. 業務の目的

天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、基本目標の1つに「天理市ならではの魅力を活かし、新しい人の流れを作る」を掲げるとともに2-4-1「U・I・Jターンを推進する」において「就労可能な50歳代現役世代の移住を促進するため、県と連動した文化・歴史資産の活用やテレワーク等の働き方改革との連携を図るとともに、健康な高齢者が経験と知識を活かして地域社会で活躍する生きがいを生み出し、地域の活性化につなげる天理市版CCRCの構築を検討します。」としている。

天理市には、歴史・文化遺産や豊かな自然、一流のスポーツ・音楽など、全国に誇ることのできる魅力が数多くあり、天理大学をはじめとする教育機関も充実し、学生を中心とした若者や来訪者が多いという強みがある。また、生涯活躍のまちの基幹的要素となる医療機関や介護施設も充実している。

本業務は、上述のような天理市の強み（地域資源）を活かし、都市部のアクティブシニアの移住・定住を目指した天理市ならではの生涯活躍のまちのあり方を検討するため、必要となる基礎調査やニーズ調査、課題の整理を行い、天理市における生涯活躍のまちの展開の可能性を検討することを目的とする。

3. 基本条件

(1) 履行期限

平成30年3月23日（金）まで

(2) 業務委託費

5,000千円以内（消費税及び地方消費税含む）

4. 業務内容

(1) 基礎条件の整理

天理市版生涯活躍のまちのあり方を検討するにあたり、人口ビジョン等をもとに、天理市の高齢者の現況及び将来推計について整理するとともに、生涯活躍のまちに不可欠の要素となる医療、介護、就労、ボランティア、生涯学習、拠点となるべき不動産等の

状況について整理を行う。

(2) アクティブシニアの移住ニーズの把握

居住者となり得る県外都市部のアクティブシニアを対象に、WEB調査等の方法により、天理市に対する移住ニーズの有無、高齢期の仕事に関する考え方、移住するにあたっての具体的な課題等を把握してアクティブシニアが求める天理市でのライフスタイル等を整理する。

※ 調査を実施するにあたっては、調査対象及び調査内容等について、市と十分に調整を行うこと。また、調査の手段としては、できるだけ簡易かつ経済的な手段を選択すること。

(3) 事業推進主体となりうる事業者の意向調査

参画が想定される事業者（医療、介護、就労、ボランティア、生涯学習、不動産等）のニーズ調査や掘り起こしを行う。

※ 調査を実施するにあたっては、調査対象及び調査内容等について、市と十分に調整を行うこと。

(4) 実現可能な天理市版生涯活躍のまちの提案

(1)、(2)及び(3)の調査結果等を踏まえ、天理市で実現可能な生涯活躍のまちのあり方を複数提案するとともに、それらを実現するにあたっての課題や利用可能な法令並びに国及び県等の各種支援制度を整理して、これを報告書としてまとめる。その際、提案内容実現に向けたロードマップ（本可能性調査から始まり、実際に入居者を募集してサービスを提供するまで）もあわせて提示すること。

※ 提案にあたっては、国が推奨する「生涯活躍のまち構想」に則るものとし、平成33年度に奈良県が建設する奈良県国際芸術家村を天理市版生涯活躍のまちの構成要素として必ず考慮すること。

※ 提案にあたっては、市内に生涯活躍のまちの拠点となるべきサービス付高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）を本市が所有する土地に設置するケースとそれ以外のケースをそれぞれ1つ以上検討して提案すること。また、サ高住の設置を前提としないケースについても1つ以上検討し提案すること。

(5) 研修会の実施

本市における生涯活躍のまちを検討する端緒とするため、次に掲げる事項を内容とする研修会を本市関係職員に対して実施する。なお、当該研修会に必要な資料は、受託者が準備するものとし、これに要する費用は業務委託費に含まれるものとする。

- ① 国の生涯活躍のまち構想について
- ② 生涯活躍のまち構想を検討する意義について
- ③ 天理市版生涯活躍のまち導入可能性調査の結果報告

5. 成果品

業務の成果品は次のとおりとし、電子データ（CD-R）及びペーパー（フルカラー）で正本・副本各1部ずつ納品すること。成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。

- (1) 報告書
- (2) 各種調査集計・分析結果及びその他関係資料

※ (1)については、A4片面刷りで、ファイルに綴じること。また、ホッチキス止めはしないこと。なお、(2)については、用紙サイズは問わない。

6. 注意事項

- (1) 受託者は、業務の詳細について常に市と連絡をとり、十分な打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。
- (2) 受託者は、本仕様書内容及び本仕様書に明示のない項目について疑義があるときは、速やかに市と協議の上、市の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、天理市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7. 資料の貸与

市は、業務の遂行上必要な又は利用可能な資料で、市が所有しているものについては貸与する。この場合、受託者は業務が完了したとき速やかに返却するものとする。

8. 問い合わせ先

天理市市長公室総合政策課行政経営係（担当：三喜田・桑原）

所在地：奈良県天理市川原城町605（天理市役所4階）

電話：0743-63-1001 内線466・465

ファックス：0743-62-5016

電子メール：gyouseikeiei@city.tenri.lg.jp

(了)